

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、市が、それぞれ創意工夫し、お互いに連携しながら効果的かつ確実に推進していくことが必要です。このため、以下のような推進体制をとり、計画の効果的な推進を図ります。

2 進捗管理の手法

本計画の着実な推進を図るために、目標の達成状況や施策の実施状況等について、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、PDCA サイクル「Plan (計画) — Do (実行) — Check (点検) — Action (見直し)」を基本とし、繰り返すことで進捗管理を行います。

特に、環境施策の実効性を高めるには、施策を計画的に推進していくことが重要であり、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応できるように、その動向により計画の見直しを必要に応じて行います。

このため、具体的な実行計画などは概ね5年毎に点検評価し、検証するとともに、事業実施に反映していきます。

また、最終年度において本計画の評価・検証をする際には、成果指標に掲げたとおり、取得し得る直近のデータを用いることとします。

なお、事業の進捗状況や計画の検証は市民へ公表するとともに、環境審議会の方場を通じて意見聴取を行います。



3 年次報告書の作成・公表

本計画の進行管理に当たっては、環境審議会において、計画の推進に関する意見を求めるとともに、環境目標の達成状況や施策の実施状況等について調査し、年次報告書として整理・報告します。